

審査要領（若手研究チーム枠）

令和5年7月

1. 審査の方法

- ①書面審査は、エネルギー研究教育機構（以下「本機構」という）の教員が評定する。
- ②審査者は、2の審査基準に基づき、「研究計画の要旨」及び「研究計画書」を審査し、採択候補課題を決定する。
- ③採択候補課題を機構長に推薦し、機構長が採択課題を決定する。

2. 審査基準

次の観点に基づき「研究計画の要旨」及び「研究計画書」を審査し、総合評価を行う。総合評価の結果に基づき、採択候補課題を合議で決定する。

なお、総合評価において、採択候補課題の対象に相応しくないと評価した課題には、その理由を付すこととする。

①研究課題の学術的重要性、波及効果

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・科学技術、産業及び文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

②研究課題及び研究計画の妥当性

- ・脱炭素エネルギー社会の実現に貢献する研究課題であるか。
- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。

③研究計画の明瞭性

- ・専門外の審査者から見ても十分理解できるような明確かつ分かりやすい記載となっているか。
- ・全体的に平易な表現を用い、図や改行、スペース等を効果的に使用するなどして審査者が読みやすいように整理されているか。

④研究経費の必要性

- ・研究経費は妥当なものであり、申請額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

⑤研究遂行能力

- ・これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。

⑥研究課題の多様性（異分野融合）

・チームを構成して研究することによる成果・効果が期待できるか。

（評定基準）

5	4	3	2	1
非常に優れている。	優れている。	十分である。	やや不十分である。	不十分である。

（総合評価の基準）

総合評価	分布の目安
非常に優れていて、採択候補課題の対象とすべきである。	3件程度
不十分な点があり、採択候補課題の対象に相応しくない。	上記以外

3. 配分額

配分額は、原則、申請額どおりとする。ただし、配分額の総額が予算額を上回った場合は、予算の範囲内で調整する。また、観点④研究経費の必要性において、研究経費の使用等に関して疑義がある場合は、個別に査定する。

4. 秘密保持

審査者は、書面審査の過程で知り得た個人情報及び審査内容に係る情報について第三者に漏らしてはならない。